

◎新潟県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市竜光字頭なし1224番6から 同市竜光字頭なし1234番1まで	新	12.4～27.4メートル	168.8メートル
魚沼市竜光字頭なし1224番6から 同市竜光字頭なし1234番1まで	旧	(A) 12.4～27.4メートル	168.8メートル
魚沼市竜光字屏風岩767番8から 同市竜光字頭なし1225番まで		(B) 9.6～66.0メートル	698.5メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。